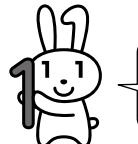


障害福祉サービス(在宅)

在宅のサービス



マイナンバー

マイナンバーが必要です
カラーページを
参照ください

- 障害者総合支援法による障害福祉サービスです。利用に際して全国共通の指標である障害支援区分認定が必要となるものがあります。その場合、概況調査や認定調査を行います。
- 障害福祉サービスの利用者負担額は原則1割ですが、所得に応じて月額負担上限額が設定されています。(サービスの種類によっては、食事代・おやつ代・入浴代・材料費代・送迎代等の実費負担がかかります。)

区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
障がい者 難病等	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得	市町村民税非課税世帯	0円
	一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
	一般 2	上記以外	37,200円
障がい児	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得	市町村民税非課税世帯	0円
	一般 1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満） 通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
	一般 2	入所施設利用の場合	9,300円
一般 2		上記以外	37,200円

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口

ホームヘルプ ○自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における移動中の介護などを行
(訪問系サービス) います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	障害支援区分が区分1以上である者 ※通院等介護（身体介護を伴う場合）については、障害支援区分が区分2以上であって、支援の度合に条件があります。	×	△	△	△	△	△	△
	重度訪問介護	障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者 ア. 二肢以上に麻痺等があること イ. 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること 【行動障害を有する者】 障害支援区分が区分4以上であって、下記に該当する者 ア. 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上	×	×	×	×	△	△	△
	重度障害者包括支援	障害支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下に掲げる者 1. 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、下記のいずれかに該当する者 ア. 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 イ. 最重度知的障がい者 2. 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上である者	×	×	×	×	×	×	△

同行援護 (訪問系サービス) ○ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時ににおいて、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であつて、次に該当する者 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者							

行動援護 (訪問系サービス) ○ 障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要する者で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者	×	×	×	△	△	△	△

短期入所 (日中活動系サービス) ○ 居宅においてその介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	短期入所（ショートステイ）	障害支援区分が区分1以上であつて居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする者	×	○	○	○	○	○	○

生活介護 (日中活動系サービス) ○ 常に介護を必要とする人に、昼間、事業所において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	生活介護	1. 障害支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上である者 2. 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設入所の場合は区分3）以上である者	×	×	△	△	○	○	○

機能訓練 ○ 自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のため
(訓練系サービス) に必要な訓練を行います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者(身体障がい者)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	1. 入所施設・病院を退所した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 2. 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等							障害支援区分要件なし

生活訓練 ○ 自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
(訓練系サービス)

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利用対象者(知的障がい者・精神障がい者)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	自立訓練(生活訓練)	1. 入所施設・病院を退所した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 2. 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等							障害支援区分要件なし

就労移行支援 ○ 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。
(就労系サービス)

※福祉サービス利用対象者

サービス区分	サービス種類	利 用 対 象 者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者 1. 企業等への就労を希望する者 2. 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者							障害支援区分要件なし 年齢要件あり

就労定着支援 ○ 就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題を持つ人に対して、企業や自宅へ訪問しその解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

※福祉サービス利用対象者

サービス区分	サービス種類	利 用 対 象 者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した者							障害支援区分要件なし

就労継続支援A型 ○ 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
(雇用型)
(就労系サービス)

※福祉サービス利用対象者

サービス区分	サービス種類	利 用 対 象 者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	就労継続支援A型(雇用型)	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づき継続的な就労が可能な者 1. 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 2. 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 3. 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者							障害支援区分要件なし 年齢要件あり

就労継続支援B型 ○ 通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
(非雇用型)
(就労系サービス)

※福祉サービス利用対象者

サービス区分	サービス種類	利 用 対 象 者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	就労継続支援B型(非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 1. 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 2. 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 3. 1、2に該当しない者であって、就労移行支援事業者等により、就労面に係る課題等の把握が行われている利用希望者							障害支援区分要件なし

自立生活援助 ○ 障がい者支援施設やグループホーム等の利用を経て、一人暮らしを希望する人
(居住支援系サービス) に対して定期的な居宅訪問以外にも利用者からの相談や随時の対応を行います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利 用 対 象 者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	自立生活援助	施設やグループホームを利用していた者、または一人暮らしや、同居家族が障がいや疾病等のため居宅における各般の問題に対する支援が見込めない状態にある者							障害支援区分要件なし

グループホーム ○ 共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、
(居住支援系サービス) その他の日常生活上の援助を行います。

※障害支援区分欄の記号 ○：利用可 △：条件付利用可 ×：利用不可

サービス区分	サービス種類	利 用 対 象 者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や、相談等の日常生活上の支援を必要とする者(身体障がい者は、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者)							障害支援区分要件なし